

「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（地域主権戦略会議資料）に対する全国知事会の考え方

平成22年6月4日

全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

平成22年5月24日、政府の地域主権戦略会議において、「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」（以下、「基本的な考え方」）が提示された。

この「基本的な考え方」は、平成22年4月6日に全国知事会がとりまとめた「『一括交付金』制度設計における大原則」（以下、「大原則」）の内容と概ね軌を一にしており、評価できるものである。ただし、一部の内容についてはさらなる精査・検討が必要であると考えます。

したがって、政府におかれては、今後、この「基本的な考え方」に沿って具体的な制度設計を進めていただくとともに、その際、以下の点については十分に配慮されたい。

是非、新しい内閣におかれても、地域主権の確立に向け、改革のスピードを緩めることなく着実かつ迅速に進めることを期待するものである。

記

1 「大原則」にあるとおり、「一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること」であり、「地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと」といった観点を踏まえ、

(1) 「基本的な考え方」で示されている「現金給付は国、サービス給付は地方」といった原則を徹底するとともに、

(2) 同時に、「サービス給付」であっても、地方にとって自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金の対象から外すこと

2 一括交付金の総額については、一括交付金の対象となる現行の補助金等と同額を確保すること

3 国の出先機関等から都道府県予算を經由せず、民間事業者等へ交付されている補助金等（いわゆる「空飛ぶ補助金等」）は、都道府県が実施する事業との連携を図りその効果を最大限発揮するとの観点や、公的支出のガバナンスの観点などから問題が多いものとする。

このため、この空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること

「一括交付金」制度設計における大原則

平成22年4月6日
全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

政府は、「地域主権戦略の工程表（原口プラン）」に基づき、平成23年度から「一括交付金」を導入するための議論を重ねている。

これを受け、全国知事会一括交付金プロジェクトチームは、対象とする範囲・束ね方、総額、配分基準などを論点に、地域主権に向けて意義のある一括交付金制度のあり方について、これまで幅広く議論してきたところである。

同時に、地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての「三位一体の改革」の二の舞になることを強く懸念している。

政府において検討中の「中期財政フレーム」においても、いやしくも、一括交付金化を国の一方的な財源捻出の手段とするようなことがあってはならない。

このため、「一括交付金」の制度設計に当たっては、下記を大原則とすべきである。

記

- 1 一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであること
 - (1) 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと
 - (2) 国によるチェックを、事前規制型ではなく、事後評価を重視したものとする
- 2 一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること
(地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保すること)

- 3 一括交付金は、省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること
(分野内の用途区分を設けないこと、分野間の流用も一定程度認めること)
- 4 一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること
- 5 一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことにはならないこと
- 6 一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること